

悩みごとや、困りごとのご相談はありませんか

市民相談室

ところ 市役所 12階 お尋ね ☎ ④ 1111

日常の暮らしの中で困った事。相談先がわからないとき

一般相談
平日 8時30分～17時15分

市の職員が担当します。ご相談の内容に応じて、専門の相談員をご紹介します

市政に対する苦情や要望など

行政相談
火曜 13時～16時

行政相談委員が担当します

金銭、相続、夫婦、借家などの法律相談

法律相談
月・木曜 13時～16時

弁護士が担当します。事前に来室の上、予約が必要です

交通事故に遭ったり、事故を起こしたりしたとき

交通事故相談
水曜 13時～17時

専門相談員が担当します

宅地、建物の取引についてのご相談

宅地・建物相談
第1・3金曜 13時～16時

専門相談員が担当します。電話で予約が必要です

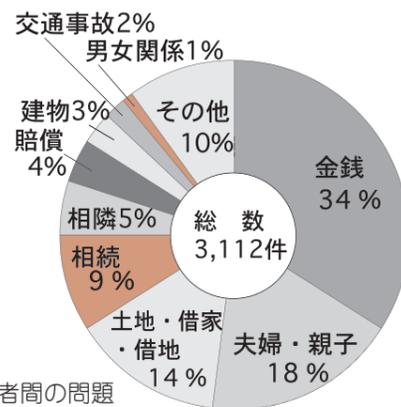
無料総合相談所

とき 10月16日(水) 10時～15時
ところ 市役所 13階
※ 弁護士や専門の相談員が、さまざまなご相談に応じます。お気軽にご利用ください。

一般相談の利用状況

平成13年度の一般相談の相談総数は3,112件で、内容は右グラフのとおりです。市民と市政を結ぶかけ橋として、ご来室またはお電話で、市民相談室をご利用ください。

※相隣^{そうりん}=隣接する不動産所有者間の問題



結婚相談所

登録制による無料相談で、秘密は厳守します。土曜・日曜もどうぞご利用ください。

とき 火曜・水曜・祝日を除く毎日 8時30分～16時
ところ 消費生活センター隣(平瀬町)
お尋ね 市結婚相談所 (☎ ④ 9455)

国民健康保険の日曜相談

とき 10月6日(日) 9時～16時
ところ 市役所 1階・国民健康保険課
相談内容 保険税の納付、国保資格、医療費などのご相談
お尋ね 市役所国民健康保険課 (☎ ④ 1111)

そのほかの無料相談窓口

高齢者・障害者のための

法律・福祉無料相談会

とき 9月21日(土) 10時～16時
ところ 県北会館(天満町)
申し込み 9月10日(火)までの平日9時～17時に、電話またはファクスで長崎県司法書士会事務局へどうぞ。
お尋ね 同事務局(長崎市興善町 ☎ 095-823-4777、ファクス 095-823-4662)

子どもの人権・女性の悩み相談所

とき 9月27日(金) 10時～16時
ところ 市産業会館(松浦公園横)
お尋ね 長崎地方法務局佐世保支局総務課 (☎ ④ 4850)

不動産鑑定士の無料相談会

とき 10月1日(火) 10時～16時
ところ 佐世保交通会館(市立図書館そば)
お尋ね 長崎県不動産鑑定士協会 (☎ 095-822-3471)

無料調停相談会

とき 10月1日(火) 10時～16時
ところ アルカス SASEBO・3階
相談内容 金銭貸借、土地建物、損害賠償、近隣関係などの問題
お尋ね 長崎地方裁判所佐世保支部庶務課 (☎ ④ 9175)

職場でのトラブルのご相談

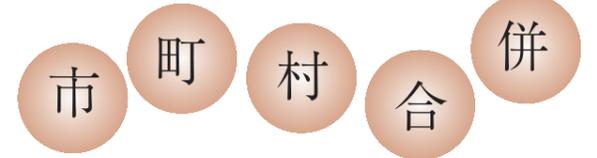
長崎労働局・佐世保総合労働相談コーナー(木場田町・☎ ④ 4161)

海とみなとの相談窓口

国土交通省九州地方整備局・長崎港湾空港工事事務所内(☎ 095-878-5175、ファクス 095-834-5437)
Eメール mailbox-k894 X @pa.qsr.mlit.go.jp
ホームページアドレス <http://www.pa.qsr.mlit.go.jp/nagasaki>

みんなで考えよう

シリーズ④



市町村合併の背景には、少子・高齢化や財政の悪化など、市町村を取り巻く状況の変化の中で、住民サービスを維持・向上していくために、これまでの地方自治のあり方を見直すという大きな改革の流れがあります。

私たちのまちを取り巻く大きな改革の流れとは？

- ①国と地方の役割分担の見直し
国が示した方針で全国で同じように実施してきた住民サービスから、自治体が自らの判断と財源で、住民サービスや地域づくりに取り組む時代への転換
- ②地方財政制度の改革
国庫補助金や地方交付税制度の見直しなど、国と地方の財源の配分を見直す
- ③市町村の再編
市町村合併により行財政基盤を強化し、人口規模に応じた仕事内容などを再検討する

市町村合併についての基本的な考え方とは？

市町村合併は、市町村が今後も住民サービスや地域の課題に取り組む上で、その責任と役割を安定して継続していくためにはどのような自治体が望ましいのかを考え、隣接する自治体と共同して取り組む広域的な自治体改革であると考えています。

合併を行う上で市民が判断材料とするのは？

- ①合併によって将来にわたって安定したサービスを提供していくための行財政基盤が強化されるかどうか。
 - ②合併によって住民サービスと負担がどのように変化するのか。
 - ③合併後の街づくりをどのように行うのか。
- ※判断材料については、中間報告として、後日お知らせする予定です。

お尋ね 市役所市町村合併事務局 (☎ ④ 1111)